

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、若年性関節リウマチ(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のありました傷病「若年性関節リウマチ」の、裁定請求日である平成〇年〇月〇日の状態が、国民年金法施行令別表に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは認められないため。」という理由により障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 障害基礎年金を受給するためには、対象となる障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当することが必要とされている。

2 本件の問題点は、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める程度に該当しないと認められるかどうかである。

3 本件障害の状態について判断する。

請求人の当該傷病による障害は、主として肢体の機能に係るものと認められるところ、これにより2級の障害基礎年金が支給される障害の状態について、国年令別表には、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされ、引き続き効力を有するものとされ、当審査会においても障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であるとする「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているところ、その第2では障害認定に当たっての基本的事項が、また、第3第1章では各種の障害ごとに認定の基準と要領を定めている。そして、本件の場合、請求人の当該傷病による障害は、肢体の機能の障害と認められるから、第1章「第7節/肢体の障害」の「第4 肢体の機能の障害」に定められているところによってその程度を認定するのが相当であり、認定基準から認定のために必要な部分を見ると、次のとおりである。

障害認定に当たっての基本的事項として、2級については、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとし、この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることが出来ない程度のもものとされ、例えば、家庭内の極め

て温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている。

そうして、肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、認定基準第3第1章の第7節（以下「本節」という。）「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定するとされ、肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するとされ、障害等級2級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの

そして、一部例示には、「(注)」として、「肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。」と付記されている（以下「認定基準の(注)」という。）。

また、身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関連を参考として示すと、「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における

動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいい、「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいうとされている。

さらに、疼痛については、認定基準の第3第1章「第7節／神経系統の障害」によれば、疼痛は、四肢その他の神経の損傷によって生じる灼熱痛、脳神経及び脊髄神経の外傷その他の原因による神経痛、根性疼痛、悪性新生物に随伴する疼痛等（以下、これら例外として認定対象となり得る疼痛を、便宜上、「例外的認定対象の疼痛」という。）の場合を除いて、原則として認定の対象とならないとされている。

4 本件障害の状態は、a 病院 b 科・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられた上で、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「当院内科初診時の所見であるが、両膝関節の腫脹圧痛、又、右手指、示指、中指、左示指、中指、環指MP関節の腫脹圧痛、又、両手関節に可動域制限を認める」、現在までの治療の内容等は、「当院内科での加療が主体となるが、〇年〇月よりリウマトレックス、又レミケード開始となる。〇年〇月にはタクロリマス追加処方され加療継続。〇年〇月にレミケードでアレルギー反応出現から中止。〇年〇月よりヒュミラ開始、以後、低疾患活動を維持して経過している。」とされている。脊椎の他動可動域は頸部、胸腰部ともに制限はなく、人工骨頭・人工関節の装着はない。握力（kg）は右（7）左（5）で、手（足）指関節の自動可動域をみると、左母指中手（足）指節間関節（MP）可動域（屈曲）が20度で、参考可動域60度に対して2分の1以下に制限され

ているが、他の全ての指可動域に明らかな制限はなく、上肢の関節他動可動域に著しい制限はない。下肢の関節他動可動域では、足関節（背屈・底屈）他動可動域は右25度、左20度で、これは参考可動域の合計65度に対して2分の1以下に制限され、四肢関節運動筋力は全て「やや減」とされている。日常生活動作の障害の程度をみると、上肢機能に関連する項目は全て一人でうまくでき、下肢機能に関連する項目では、歩く（屋内）が一人でできてもやや不自由、片足で立つ（右・左）、歩く（屋外）、立ち上がる、階段を登る、階段を降りるは、「一人でできるが」、「支持があればできるが」又は「手すりがあればできるが」「非常に不自由」とされ、平衡機能は、閉眼での起立・立位保持の状態は不安定であり、開眼での直線の10m歩行の状態は多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうか歩き通すとされ、段差の移動、走る等困難とされ、補助用具使用状況は、左右に下肢補装具を使用し、外出時に両足関節のサポーターを使用するとされている。現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活はほぼ自立可能だが、肉体労働は無理」、予後は不明とされている。

このような本件障害の状態は、日常生活動作の障害の程度をみると、下肢機能に関連する日常生活動作のほとんどが一人でできるが非常に不自由な程度とされているが、上肢機能に関連する動作は全て一人でうまくできるとされているので、前記2級の例示には該当しない。

なお、認定基準の（注）によれば、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定することが付記されているので、より障害が重い両下肢の障害についてみると、下肢関節他動可動域は、足関節において2分の1以下に制限されているが、筋力は「やや減」の程度に留まり、他の関節可動域

に明らかな制限がないことから、両下肢の障害は、両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙（掲記略）「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）には該当しない。そうして、下肢機能に関連する日常生活動作の障害については、例外的認定対象の疼痛には該当しない膝関節痛などの疼痛による影響も加味されていると認めるのが相当である。

以上のように、本件障害の状態は、2級に相当すると認められるいずれの例示にも該当しないし、「日常生活はほぼ自立可能だが、肉体労働は無理」と記載されているように、労働にある程度の制限が認められるものの、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度には該当しない。

- 5 そうすると、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当しないし、もとよりそれより重い1級にも該当しない。
- 6 よって、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。